



全国社会教育帯広大会参加報告

10月26日～28日の日程で帯広市の“とちちプラザ”をメイン会場に「第47回全国社会教育帯広大会」が開催されました。

大会事務局より、私どもNPO法人赤平市民活動支援センターへ分科会での話題提供の依頼があり、支援センター代表し本田事務局長が、NPOによる公民館運営等について発表してまいりました。また同時に情報交換し有意義な大会参加となりました。

「全国社会教育大会に参加して」

NPO 法人赤平市民活動支援センター 本田 憲 司

当日は、赤平市社会教育委員長佐藤よう子さん、同委員吉田建法さん、佐藤智子さんが分科会に参加していました。吉田さん、佐藤(智)さんはNPOメンバー、佐藤(よ)さんもいつもボランティアとして、様々な事業に携わってくれる方であり、見慣れた顔が並んでおり、リラックスした気分で参加できました。

“全国大会”ですので、全国各地からやって来たみなさんばかりです。私達のような小さな町では想像も付かないほど、同じ思いの市民が集い、ひとつの目的を持ち、行動することが、大都市などでは難しいことに驚きました。

さて、私達のNPOは皆さんご存知のとおり、平成15年7月より、赤平市からの委託を受け、赤平市公民館の管理運営(建物の保守管理、公民館講座の企画運営)を行っております。平成15年9月施行の改正地方自治法による「指定管理者制度」によるものではなく、委託というケースは、全国的にも非常に珍しいものであり、分科会参加者の方々からたくさんのご質問を受けました。

分科会の中では、特に私達のNPOによる赤平市公民館の運営は、市からの下請け公民館ではなく、市との“協働のまちづくり”として行われていることを強く強調してお話してきました。

全国各地の公共施設が指定管理者制度という新たな制度のもと管理運営されていますが、赤平市と私どものNPOも現在、その協議中であります。そのような中で、さらに責任ある公民館運営が求められていくことや、使用料有料化に伴う対応、公民館運営審議会等との更なる連携も必要等とのご意見も頂戴してまいりました。

また、参加者の多くは、社会教育委員や行政職員として公民館運営に携わっている方が多く、質問の内容も行政側の立場を問うものが多く、回答に苦慮した部分もありましたが、どの皆さんもわが町の公民館をより良いものにしたいという思いは皆同じであるということを感じました。

最後になりますが、私もこのNPOの活動に携わるようになり、しばらく経ちました。最近ではメンバーも固定化し、活動が定着しつつあるところですが、市民が集い、市民の学びの場である市民のための公民館には、絶えず新しい風を必要としています。どうぞお気軽に活動に参加してください。お待ちしております。



指定管理者制度とは・・・。

平成15年6月の地方自治法の一部改正に伴い「指定管理者制度」が導入(9月2日)され、地方公共団体(赤平市)が設置する公の施設管理について、民間への委託が可能となりました。

赤平市でも、平成18年度からの導入を目指し「赤平市公の施設にかかわる指定管理者の指定手続きに関する条例」を作る作業が進められています。

赤平市公民館は、既にNPO法人赤平市民活動支援センターが改正前の自治法で委託を受けていますが、今度は改正自治法により従来通り公民館の管理運営を引き受ける予定です。